

## 今後のスケジュール

令和3年

8月 民間事業者向け説明会

9月 地元自治体、学識経験者に対する意見聴取  
樹木採取区の公示（指定）

10月 樹木採取権者の公募開始（2～3か月間程度）

公募期間

令和4年

1月 申請書提出期限

審査等

2月

3月 樹木採取権者の決定（権利設定）、運用協定の締結  
実施契約の締結等  
（これ以降、伐採が可能）

※ 上記のスケジュールは、変更の可能性があります。